

## 外為法に基づく「本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得に関する報告書」の提出

- 外国為替及び外国貿易法(外為法)では、**非居住者が本邦にある不動産又はこれに関する権利(賃借権等)を取得した場合には、当該非居住者は、「本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得に関する報告書」を取得後 20 日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出する必要があります。**
- 本報告書の作成・提出は、取得者である非居住者自身のほか、**居住者である代理人(不動産仲介業者等)による作成・提出も可能**です。また、本報告書は、書面による提出のほか、**オンラインシステムによる提出も可能**です。報告書の様式・提出方法の詳細は、日本銀行ホームページ(<https://www.boj.or.jp/about/services/tame/index.htm>)に掲載しています。
- ✓ 「居住者」とは、日本国内に住所又は居所を有する個人及び日本国内に主たる事務所を有する法人その他の団体(外国法人の日本国内にある支店等を含む。)をいいます。「非居住者」とは、居住者以外の個人及び法人その他の団体をいいます。
  - ✓ 本報告書は、いわゆる**投資目的で取得した場合に提出する必要があり、以下のいずれかに該当する場合には、提出が不要**です。
    - ①非居住者本人又は当該非居住者の親族若しくは使用人その他の従業員の居住用目的で取得したものの(別荘やセカンドハウスは、「居住用目的」には該当しないため、本報告の提出が必要です。)
    - ②本邦において非営利目的の業務を行う非居住者が、当該業務遂行のために取得したものの。
    - ③非居住者本人の事務所用として取得したものの。
    - ④他の非居住者から取得したものの。

不動産・その権利を取得



取得者又は代理人



日本銀行を経由して  
財務大臣に提出



**オンラインシステムでの提出が可能です！！  
是非ご利用ください。**



【お問い合わせ先】  
財務省国際局調査課外国為替室 TEL 03-3581-4111 (内線 5289)  
日本銀行国際局国際収支課 TEL 03-3277-2107